

ブルーベリー栽培士資格認定制度規則

栽培士資格認定制度の実施にあたっては、日本ブルーベリー協会規約第4条8項および第17条3項に基づき、ブルーベリー栽培士資格審査委員会（以下審査委員会という）を設置し運営にあたる。その運営は本規則および細則の規定による。

第1条 目的

ブルーベリー栽培の技術向上と地域の振興をはかるため、栽培技術指導者の資格認定制度を確立し、産業の発展に資するものとする。

第2条 ブルーベリー栽培士の資格認定手続き

- 1 推薦の方法：ブルーベリー栽培士にふさわしい候補者の推薦は次の通りとする
 - (1) 日本ブルーベリー協会理事の推薦
 - (2) 日本ブルーベリー協会会長の推薦
 - (3) 農業団体等の責任者の推薦なお、推薦にあたり、推薦者は日本ブルーベリー協会に、推薦書と被推薦者（候補者本人）の同意書を提出するものとする
- 2 候補者の推薦及び申請時期
推薦の申請及び更新申請は毎年1月1日～3月31日までとする。
- 3 審査時期
新規および更新審査は4月1日～6月30日の期間内に終了する。
- 4 審査の方法
日本ブルーベリー協会は、ブルーベリー栽培士資格認定審査委員会を設け、推薦された候補者の書類審査とともに現地審査を行う。審査にあたっては、認定基準をもとに適否を検討する、ブルーベリー栽培士として認められた場合は、審査委員会委員長が文書で日本ブルーベリー協会会長に報告・申請する
- 5 認定審査基準
審査に必要な認定条件は次のとおりとする。
 - (1) 日本ブルーベリー協会の会員年数が5年以上であること
 - (2) ブルーベリー栽培の経験年数が10年以上であること

- (3) ブルーベリーの栽培面積が 10a 以上であること
- (4) 日本ブルーベリー協会主催の資格認定講習会に参加していること
- (5) 日本ブルーベリー協会主催のシンポジウム・研究会等に 2 年間で 3 回以上連続参加していること
- (6) 地域で栽培研修会などを実施したことがある
- (7) 地方公共機関の普及員や研究員も資格を取得できるものとし、その場合は (3) を除外する。例外措置として、第 1 回ブルーベリー栽培士審査では (4) を除外する

6 認定の方法

- (1) 審査委員会で適格と認められた候補者は、審査委員会委員長の申請により日本ブルーベリー協会会長が「ブルーベリー栽培士」として認定する
- (2) 認定証の発行・・・新規及び更新発行はともに毎年 9 月 1 日とする
- (3) 認定証の交付・・・新規及び更新の認定証交付は毎年定例総会時とする
全ての審査はその年の総会までに完了するものとする

7 認定資格の有効期間および喪失

ブルーベリー栽培士資格の有効期間は、認定証発行日から 5 年間とする
栽培士資格は次の事由により、その資格を喪失するものとする
ただし、下記の行為者は協会より資格喪失の通知を行う

- (1) 日本ブルーベリー協会会員の資格を喪失したとき
- (2) 所定の期日までに認定更新を申請しなかったとき
- (3) ブルーベリー栽培士としてふさわしくない行為のあったとき

8 認定料等にかかわる費用

- (1) ブルーベリー栽培士認定証の交付を受けるものは、認定料として 50,000 円を納入する
- (2) 現地審査に要する審査委員の交通費（実費）等は協会に納入しなければならない
- (3) 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない

9 更新手続き

- (1) 更新を希望する者はブルーベリー栽培士審査委員会に申請書を提出する
- (2) ブルーベリー栽培士認定証の更新する場合は、更新料として 20,000 円を納入する
- (3) ブルーベリー栽培士認定制度に準ずる

10 講習料

5 (4) の資格認定講習会の講習料は 20,000 円とする

第3条 栽培士の活動

日本ブルーベリー協会は認定したブルーベリー栽培士をブルーベリー関係者に広く紹介していくものとする。また、栽培士はそれぞれの地域において技術の高位平準化にむけた普及、担い手の育成にたずさわるとともに日本ブルーベリー協会、関係機関が行う活動に向けて必要に応じた助言等を行う

第4条 規則の廃止及び改正

本規則の廃止及び改正は理事会で審議し、その承認による。

付則

本規則は、平成 21 年 10 月 3 日から実行する